

令和4年1月31日

## 回答書

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉 岡 和 弘 殿

長谷澄夫代理人

弁護士 姫野博昭

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-12-2

ASKビル7階

りべる総合法律事務所

TEL 03-3249-1081

FAX 03-3249-1082



拝啓 当職は、長谷澄夫氏から委任を受けた代理人として、貴法人からの令和3年11月30日付け照会書記載の照会事項について、下記のとおり資料を添付してご回答申し上げます。

### 1 照会事項1について

アメリカが発祥の伝統的な手技療法には、カイロプラクティックとオステオパシーという療法があり、オステオパシー（米国では、手技によって自然治癒力を導き出し、健康を回復する治療法などとして周知されています。資料1）の技術の一つに、クラニアル・テクニク（頭蓋骨調整法）があります。これは、ウィリアム・ガーナー・サザーランドの研究によって開発されたものであり、「頭蓋骨に優しく触れ、縫合を征服し、脳髄液の流れを促進させ、中枢神経の働きを高めることにより、様々な効果を期待できる技術」とされています（日本オステオパシーメディスン協会ウェブサイト参照、資料2）。

このオステオパシーは、カイロプラクティックとともに、日本においても、徐々に普及し、1990年には、オステオパシーを学び、研究するグループと

して、国内に日本オステオパシー学会が設立され（資料3）、その他にも日本オステオパシーメディスン協会（資料4）などの同種団体が設立されています。

長谷澄夫氏は、かつて整骨院を経営する傍ら、カイロプラクティックやオステオパシーの手技を学び、米国の文献なども研究した成果として、今回ご指摘を頂いている手技の「クラニアルテクニック」を研鑽、実践してきたものであります。この手技もオステオパシーの技術の一つである米国発祥のクラニアルテクニックを基にしたものであります。

頭蓋骨へアプローチの手技であり、クラニアルテクニックとほぼ同様の施術法として比較的広く認知されているクラニオセイクラルセラピー（CranioSacral Therapy 頭蓋仙骨療法）については、マッサージ等の専門職に対する情報提供サイトであるMassageToday.comにおいて、「脳および脊髄機能に大きくプラスの効果を持つことができます。」「脳が最高の状態で機能する」との報告がなされております（資料5-1・2の下線部）。そのため、こうした文献に基づいて、本DVDでも「脳の環境を最高のものに」するとの表現を用いておりました。

また、クラニオセイクラルの技術や臨床結果についての専門書であります「クラニオセイクラル・バイダイナミクスVOL.1」（Franklin Sills著・高澤昌宏翻訳）では、クラニアル・テクニックの開発者であるウィリアム・ガーナー・サザーランドによる「クラニアル・ワークのおもな狙いの1つは、これから見ていくように、システムがその治療や構成の原理を現せるよう援助し、このポテンシーとつながるために、停滞し混沌となったものすべてに助力することである」（資料6）等の主張を記し、また、クラニオセイクラルセラピーの権威であるジョン・アプレジャーも、施術の臨床結果として、不可能を成し遂げた事例をいくつか紹介しておりますように（資料7をご参照）、これらの手技は、自然治癒力を導き出し、健康を快復させる施術であるとの理解がされております。こうしたオステオパシーやクラニアルテクニックの成果を評して、「人間の持つ無限の可能性や人が持つ本来の能力を上昇させる」と表現したのになります。

このように、ご指摘の表現は、カイロプラクティックやオステオパシー（クラニアルテクニック）において、一般に報告されている効果を表現したもので、

長谷澄夫氏において、一般消費者に誤解を与えたり、不当な勧誘をする意図は毛頭持っておりません。

もともと、今後、貴法人からのご指摘を踏まえ、長谷澄夫氏及び同氏が代表を務める日本手技協会においては、表現方法には細心の注意を払っていく所存です。

なお、ご指摘のDVDは、現在、長谷澄夫氏や日本手技協会では販売はしておらず、在庫もありません。そのため、ご覧頂いたDVDは、長谷澄夫氏が実演したものを他社が制作、販売したものと思われませんが、その内容が消費者に誤解を与える可能性のある表現とのご指摘ですので、長谷澄夫氏において心辺りのある制作・販売会社に対して販売中止を依頼し、可能な限り、今後、市場に流通しないよう努めたいと考えております。

## 2 照会事項2について

長谷澄夫氏は、医師免許はございません。「治療」との文言を利用したものは、クラニアルテクニックに関する英文の文献で用いられる「treatment」（資料5の二重下線部を参照）が、一般に「治療」と訳されていることから、そのまま記してしまった次第です。

長谷澄夫氏においては、医師法抵触の可能性とのご指摘については重く受け止め、また、厚生労働省のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会における広告ガイドライン案なども参考に、今後は、遵法精神に基づきまして、医業行為との混同など来さないよう十分に注意をしていく所存です。

以上のとおり、ご回答申し上げます。追加の質問等ございましたら、真摯に対応したいと存じますので、当職宛て、ご連絡頂ければ幸いです。

敬具

【同封資料】

資料1～7